

昆布保育所利用者負担額（表）

階層区分			保育料(月額)			
			保育を必要とする児童		その他の児童	
			町内児童	町外児童	町内児童	町外児童
第1階層	生活保護世帯等		0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
		上記以外の世帯	1,000円 (0円)	1,100円 (0円)	1,000円 (0円)	1,100円 (0円)
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	1,000円 (0円)	1,100円 (0円)	650円 (0円)	800円 (0円)
		上記以外の世帯	6,100円 (3,050円)	6,700円 (3,350円)	3,100円 (1,550円)	3,400円 (1,700円)
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	1,000円 (0円)	1,100円 (0円)	1,000円 (0円)	1,100円 (0円)
		上記以外の世帯	15,600円 (7,800円)	17,100円 (8,550円)	8,100円 (4,050円)	8,900円 (4,450円)
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満		15,600円 (7,800円)	17,100円 (8,550円)	8,100円 (4,050円)	8,900円 (4,450円)
第6階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上		23,000円 (11,500円)	25,300円 (12,650円)	11,900円 (5,950円)	13,000円 (6,500円)

※（ ）内は第2子

※ 4月から8月分までの保育料は、前年度の市町村民税所得割額を基に階層区分を決定し、9月から3月分までの保育料は、当該年度の市町村民税所得割額を基に階層区分を決定します。

※ 以下のア～ウ全てに該当する世帯は、扶養義務者（祖父母等）のうち1番収入が多い方を「家計の主宰者」と認め、算定対象とします。

ア 父母の市町村民税が非課税の世帯（第2階層）に該当する。

イ 父母の収入が生活保護基準以下

ウ 同居する父母以外の扶養義務者の収入が、父、母いずれか多い方の収入を超える。